（国民健康保険法の一部改正）

第百二十三条　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第七十六条の三第二項中「、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法に基づく老齢若しくは退職」を「又は厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による老齢」に改める。

附則第十二条第一項中「又は給料の月額及び期末手当等の額」を削り、「標準給与の月額及び標準賞与の額」を「標準報酬月額及び標準賞与額」に改める。

（児童扶養手当法の一部改正）

第百二十四条　児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号及び第八号を削り、第九号を第六号とし、第十号から第十五号までを三号ずつ繰り上げる。

第三十条中「公的年金給付に係る年金制度の管掌者たる組合」を「法律によつて組織された共済組合」に改める。

（児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置）

第百二十五条　附則第四条第三号に規定する改正前国共済法及び同条第四号に規定する改正前国共済施行法、同条第六号に規定する改正前地共済法及び同条第七号に規定する改正前地共済施行法並びに同条第九号に規定する改正前私学共済法に基づく年金たる給付は、児童扶養手当法の適用については、前条の規定による改正後の同法第三条第二項に規定する公的年金給付とみなす。

（住民基本台帳法の一部改正）

第百二十六条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十九の項中「地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）による」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第六十一条第一項の」に、「、地方公務員等共済組合法」を「又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）」に改め、「又は同法附則第二十八条の十三第二項の脱退一時金」を削り、同表の四十二の項中「国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）による」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十七条第一項の」に改め、「又は国家公務員共済組合法附則第十三条の十第二項の脱退一時金」を削り、同表の四十八の項中「私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第七十九条の」に、「、同法第二十条第一項」を「又は私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十条第一項」に改め、「又は同法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十三条の十第二項の脱退一時金」を削り、同表の七十三の三の項中「管掌者」を「実施者」に改め、同表の七十四の項中「日本年金機構」の下に「、地方公務員共済組合及び全国市町村職員共済組合連合会、国家公務員共済組合連合会並びに日本私立学校振興・共済事業団」を加え、同表の七十五の項及び七十六の項中「管掌者」を「実施者」に改め、同表の七十七の九の項中「第百一条第一項」を「第五十九条第一項」に、「第百二条第一項」を「第六十条第一項」に改める。

（石炭鉱業年金基金法の一部改正）

第百二十七条　石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「被保険者であつて、」の下に「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者（第十八条第一項において「第二号厚生年金被保険者」という。）及び同法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者（第十八条第一項において「第三号厚生年金被保険者」という。）並びに」を加える。

第十八条第一項中「坑内員」の下に「並びに第二号厚生年金被保険者及び第三号厚生年金被保険者」を加える。

第二十条中「（昭和二十九年法律第百十五号）」を削り、「厚生労働大臣」を「実施機関」に改める。

第三十三条第三項中「第九十条第二項及び第三項」を「第九十条第三項及び第四項」に改める。

（児童手当法の一部改正）

第百二十八条　児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「又は掛金」を削り、「、加入者、組合員又は団体組合員」を「であつて公務員でない者」に改める。

（調整規定）

第百二十九条　施行日が子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日前である場合には、前条中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十八条第一項中「又は掛金」を削り、「、加入者、組合員又は団体組合員」を「であつて公務員でない者」に改める。	第十八条第一項中「又は掛金」を削り、「、加入者、組合員又は団体組合員」を「であつて公務員でない者」に改める。 第二十条第一項第一号中「事業主」の下に「（次号から第四号までに掲げるものを除く。）」を加える。 第二十一条第一項中「次の表の上欄に掲げる法律に基づく保険料又は掛金の計算の基礎となる同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額」を「厚生年金保険法に基づく保険料の計算の基礎となる標準報酬月額及び標準賞与額」に改め、「国家公務員共済組合法第四十二条第十一項に規定する産前産後休業、地方公務員等共済組合法第百十四条の二第二項第五号に規定する産前産後休業若しくは私立学校教職員共済法第二十二条第十一項に規定する産前産後休業」を「厚生年金保険法」に、「同表の上欄に掲げる法律」を「厚生年金保険法」に、「行わず、又は掛金を免除し、若しくは徴収しない」を「行わない」に改め、同項の表を削る。

（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正）

第百三十条　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第九十六条の見出し中「私学共済法」を「私学共済法等」に改め、同条第四項中「私学共済法の」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。次項において「平成二十四年一元化法」という。）第四条の規定による改正前の私学共済法及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の」に改め、同条第五項中「に係る」の下に「平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の」を、「その他同法」の下に「及び厚生年金保険法」を加え、「同法の」を「これらの法律の」に改める。

第百四条第一項中「（昭和二十九年法律第百十五号）」を削り、同条第四項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正）

第百三十一条　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第百七条第二項中「、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法に基づく老齢若しくは退職」を「又は厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による老齢」に改める。

（国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部改正）

第百三十二条　国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十八項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。